

## 自動車税・軽自動車税の「環境性能割の軽減措置」 来年3月末まで延長

### 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環

**「新」**型新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、納税猶予などの税制上の特例措置が4月30日から施行され、自動車関連では自動車税・軽自動車税の「環境性能割の軽減措置」が2021年3月31日まで延長されることとなった。＝図「環境性能割の臨時的軽減措置の延長」参照＝

環境性能割は、消費税率引き上げ時に自動車取得税が廃止されたことに伴い導入された。購入時に燃費性能によって課税され、燃費がいい自動車ほど税が減免される制度。消費税率引き上げ時の需要平準化対策として、昨年10月の導入から1年間、税率1%分を軽減する臨時特例措置がとられていた。

今回の緊急経済対策では、国内の自動車需要を支える観点からこの臨時特例措置が6カ

月延長され、2021年3月31日までに取得した自動車（新車と中古車ともに対象）を対象に税率1%分の軽減措置が適用される。

図：環境性能割の臨時的軽減措置の延長

	2019年10月1日～2021年3月31日 (2020年9月30日までの1年間は 臨時的軽減：太枠内)	
	登録車	軽自動車
電気自動車等（※）	非課税	非課税
2020基準+20%	非課税	非課税
2020基準+10%	1%⇒非課税	非課税
2020基準達成	2%⇒1%	1%⇒非課税
2015基準+10%	3%⇒2%	2%⇒1%
上記以外の自動車	3%⇒2%	2%⇒1%

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

### 自動車検査証・運転免許証・ 自動車保管場所証明書など

## 自動車に関わる有効期間を延長

### 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮

### 国土交通省・警察庁

**「新」**型新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、自動車に関わるさまざまな有効期間が延長されている。国土交通省では自動車検査証、警察庁では運転免許証などの有効期間を延長しており、感染リスクを低減するだけでなく、申請者などの負担軽減にも一役買っている。

国土交通省は緊急事態宣言を踏まえ、自動車検査証の有効期限を延長している。5月には4度目の延長措置がとられ、6月1日～6月30日に満了となるすべての自動車を対象に、全国一律に7月1日まで延長。特別な手続きは必要なく、7月1日までに継続検査を受検し合格すれば、引き続き自動車を使用できる。自動車損害賠償責任保険についても同日までに契約すれば、その間の補償が受けられる。

また、感染症の影響が長引いていることに伴い、自動車の購入などに必要な添付書類の有効期間も延長されている。「自動車保管場所証明書」（いわゆる車庫証明書）については2月28日から8月28日までに発行されたもの、「自動車の使用の本拠の位置を

証する書面及び使用者の住所を証する書面等」（住民票、公的機関・国の事業証明書や営業証明書等）と「印鑑証明書」は1月8日から7月7日までに発行されたものであれば、10月8日までに登録窓口へ提出すれば有効なものとして取り扱う。軽自動車についても同様の措置が講じられる。

警察庁は、運転免許の有効期間が7月31日までの人を対象に、手続きをすれば有効期間を3カ月延長している。ただし、延長手続きを行わない場合は、運転免許は失効する。緊急事態宣言下で運転免許の更新業務が休止されるなどしたための措置だが、緊急事態宣言が解除された自治体では更新業務を再開しているところもある。延長後の更新期限までに、講習や適性検査などの通常の更新手続を行う必要があるため、警察庁では失効させないように注意を呼び掛けている。

失効させた場合は、①運転免許の失効から3年以内で、かつ②新型コロナウイルス感染症の影響により手続きを行うことが困難であると判断される状況

が止んでから1カ月以内であれば、運転免許の再取得に当たり学科試験・技能試験が免除される。手続きの際に係員に申し出ると、通常の再取得に必要な手数料から減額される。

外出自粛などの影響により、書類などの有効期間が過ぎてしまうケースが多発しており、国交省などによると、申請者だけでなく公的機関などの事務処理の負担軽減にもなっているという。

## 2020年工業統計調査を実施

### 6月30日までの回答を呼び掛け

#### 総務省・経済産業省

総務省・経済産業省は、2020年の工業統計調査を実施、全国の事業所などに対し回答していただくよう呼び掛けている。工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象に、事業所の概況をはじめ、1年間の生産活動に伴う製造品出荷額や原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としている。従業員4人以上の国内すべての事業所（外資系も含む）が対象で、郵送などにより事前に配布されている調査票に、6月1日現在の情報を記入する。昨年までは調査員による訪問回収が行われていたが、今年からは郵送による提出に変更。調査票には個別のログインIDが記入されており、インターネット経由でのオンライン回答も受け付けている。回答期日は6月30日まで。

両省では、「本調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計調査です。調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、大学や民間の研究機関等においても広く利用されています。ご協力いただきますようお願いいたします」と、期日までの回答を呼び掛けている。

詳細は次の同調査専用のホームページまで。検索キーワードは「工業統計調査実施事務局」。

■アドレス：<https://www.kougyo-st.go.jp/>



## 令和2年(2020年) 「春の叙勲・褒章」

### 当会議所関係者多数が受章

令和2年(2020年)春の叙勲ならびに褒章で、日本自動車会議所の会員団体・企業関係など多数の方々が晴れの栄誉に輝かれた。

叙勲では、元日本自動車機械器具工業会理事長の北川不二男氏、元三重県自動車会議所理事の向井弘光氏がそれぞれ旭日双光章を、岐阜県自動車会議所副会長の村瀬洋介氏が旭日小授章を、元日本自動車連盟会長の矢代隆義氏が瑞宝重光章を、元岐阜県自動車会議所専務理事の近藤周二氏が瑞宝双光章を受章された。

褒章では、元豊田合成社長の荒島正氏、元アイシン精機社長の伊原保守氏、元トヨタ自動車副社長の前川眞基氏がそれぞれ藍綬褒章を受章された。

## バス・タクシーの感染症対策支援

### 仕切り板購入費などを補助

#### 東京都

**東** 京は5月19日、新型コロナウイルス感染症緊急対策の一環として、都内のタクシー・バス事業者に対し、乗客・乗務員の安全・安心の確保に向けた取り組みを支援する補助金の募集を開始した。公益財団法人東京観光財団が窓口となり、11月30日まで申請を受け付ける。

バス事業者向けは観光バスが対象。①車両内における感染症の拡大防止のための仕切り板やサーモグラフィなどの備品調達費用、②風評被害払拭のための広告宣伝費用——の5分の4以内(1台当たり最大8万円)を補助する。

個人・法人のタクシー・ハイヤー事業者向けは、車両内における運転席と後部座席などを隔離する飛沫感染防止策が対象で、仕切り板などの購入費と加工などの委託費の5分の4以内(1台当たり最大8,000円)を補助する。〔東京都自動車会議所〕